

ボランティア活動推進校指定事業実施要項

1. 目的

本事業は、社会福祉法人南城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中・高等学校を「ボランティア活動推進校」として指定し、一貫した福祉教育で思いやりの心を育み「自分たちで考え行動する力を身につける」ことを目的に実施する。

2. 実施主体

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会

3. ボランティア活動推進校

ボランティア活動を積極的に推進する意欲のある市内の保育園、こども園、幼稚園、小・中・高等学校（以下「学校」という。）であって、本会が指定した学校（以下「指定校」という。）とする。

4. 助成期間

助成期間は、1年間（4月1日から翌年3月中旬）とする。

5. 事業内容

指定校は、次のいずれかの事業を実施するものとする。取組みについては、園児、児童、生徒や先生方にとどまらず、保護者や近隣住民等へ働きかけ、活動の展開を考え工夫する。

（1）学校独自のボランティア活動推進事業

- ① 広報・啓発事業
- ② 調査・研究事業
- ③ 体験学習を目的とした実践事業
- ④ その他目的達成のために必要な事業

（2）本会事業への参加・協力

- ① 福祉教育に関すること
- ② 災害時にスコップや一輪車などの備品貸出協力
- ③ その他目的達成のために必要な事業

6. 助成金額と基本的な取組み

この助成金の交付額は、以下の2コースを設ける。概ね※1から※2の活動を基本的な取組みとする。

3万円コース

- ※1 ①あいさつ声かけ運動 ②校（園）内外の清掃美化活動 ③福祉講話・講座等
④異世代間交流（ミニデイサービス等との交流）
⑤地域とつながる取組み ⑥募金活動の取組み

5万円コース

- ※2 ※1に加え、⑦福祉施設等への訪問交流 ⑧収集・回収活動

7. 指定申請の方法

ボランティア活動推進校として本会の指定を希望する学校長は、交付申請書（様式第1号）及び実施計画書（様式第2号）を本会へ提出するものとする。

8. 指定校の選定

指定校の決定は、本会によりコース毎に指定校を選定し、その旨を各学校長へ通知する。

9. 事業報告

指定校は、事業実施報告（様式第3号）を本会に提出するものとする。

10. 指定校の実施事項

- (1) 助成金の申請及び実施報告に関すること。
- (2) 本会の実施する連絡会議、研修会等へ参加又は担当職員の派遣。

11. 本会の実施事項

- (1) 指定校への指定書及び助成金の交付に関すること。
- (2) 指定校の学校長又は担当者を対象とした連絡会議を開催する。
- (3) ボランティア活動の受入促進並びにそれらに必要な連絡調整をする。
- (4) 社会福祉に関する体験学習、講演会等を開催する場合に、講師・助言者の紹介又は斡旋をする。
- (5) 指定校が社会福祉に関する調査活動を行う場合は、関係資料の提供及び情報提供を行う。
- (6) その他必要な事項。

12. 実施計画、助成金額の変更及び辞退

- (1) 指定校としてやむを得ない理由により、活動が困難になった場合においては、速やかに本会へ報告を行うものとする。
- (2) 指定期間中に当初申請した計画及び助成金額に大きな変更が生じた場合、実施計画書（様式第2号）並びに指定事業変更申請書（様式第4号）を本会に提出しなければならない。なお、変更申請書の提出期限は助成期間終了日の2カ月前までとする。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

ボランティア活動推進校助成金交付要項

1. 目的

ボランティア活動推進校助成金は、「ボランティア活動推進校指定事業実施要項」に基づき、南城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がボランティア活動推進校として指定した学校（以下「指定校」という。）に対し、予算の範囲内において、3に定める額を交付するものとし、その交付に関しては、この要項に定めるところによる。

2. 助成対象

助成金の交付対象となる経費は、指定校が行うボランティア活動推進校指定事業に要する次の経費とする。

- (1) 講師謝礼金、会場使用料、交通費、教材費、印刷製本費、車両燃料費、消耗品費、食料費、研修会参加費等
- (2) その他学校長が必要と認めるもの

3. 助成金交付額

この助成金の交付額は、次のコースにより選択された額とする。

- ① 3万円コース
- ② 5万円コース

4. 助成金の交付条件

この助成金は、次の事項を条件として交付する。

- (1) 指定校は、事業に係る収入支出について、領収書（領収書のとれない支出については、学校長の支払証明）等証拠書類を整備し、指定終了まで保管しておかなければならない。
- (2) 指定校は、やむを得ない事由により活動が困難または大幅な変更が生じた場合は、速やかに本会会長へ報告し、その指示を受けなければならない。

5. 助成金の申請手続

この助成金の交付の申請は、助成金交付申請書（様式第1号）を本会会長に提出して行うものとする。

6. 助成金の交付

本会会長は、前項の規定による交付申請書を受理したときは、コース毎に指定校を選定し、その旨を学校長に通知するものとする。

7. 実施報告

この助成金の実施報告は、当該年度の3月中旬までに事業実施報告（様式第3号）を本会会長に提出しなければならない。

8. 雑 則

この要項に規定するもののほか、必要な事項については別に協議するものとする。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。